

社会福祉法人やえせ福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人やえせ福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域交流、子育て世帯の支援を無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄180番に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判

断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第八条 評議員に対して各年度の総額が250,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

（構成）

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集

する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は前項の議事録に署名し又は、記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち一名を理事長とする。

(役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 理事長は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第二二条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

- 第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄180番所在の鉄筋コンクリート造平家建やえせ北保育園園舎 一棟(729.76平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、沖縄県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、沖縄県知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会にお

いて定める経理規程により処理する

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沖縄県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人やえせ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	川武 徳二
理事	川武 洋子
理事	中村 トミ子
理事	知念 俊夫
理事	比嘉 多恵子
理事	高良 秋子

監 事	久保田 守
監 事	石原 しず子

附 則

- 1、この定款は、法人設立の日（平成 20 年 3 月 3 日）より施行する。
- 2、第五条で定める評議員の人数は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は「4 名以上」とする。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事認可の日（平成 21 年 6 月 26 日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事認可の日（平成 22 年 11 月 1 日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事認可の日（平成 29 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事認可の日（平成 30 年 6 月 6 日）から施行する。

附 則

この定款は、令和 4 年 11 月 21 日より施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（令和 5 年 9 月 26 日）から施行する。

法人単位資金収支計算書

（自）令和 5 年 4 月 1 日 （至）令和 6 年 3 月 31 日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入	保育事業収入	105,980,000	106,005,970	▲ 25,970	
		受取利息配当金収入	2,500	991	1,509	
		その他の収入	1,850,000	1,770,100	79,900	
		事業活動収入計(1)	107,832,500	107,777,061	55,439	
	支出	人件費支出	91,317,000	91,483,813	▲ 166,813	
		事業費支出	15,982,000	15,477,929	504,071	
		事務費支出	5,176,700	4,961,548	215,152	
		支払利息支出	42,000	41,650	350	
		その他の支出	1,800,000	1,734,350	65,650	
	事業活動支出計(2)	114,317,700	113,699,290	618,410		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		▲ 6,485,200	▲ 5,922,229	▲ 562,971		
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
		設備資金借入金元金償還支出	1,190,000	1,190,000	0	
	支出	固定資産取得支出	340,000	335,390	4,610	
		その他の施設整備等による支出	355,200	355,200	0	
		施設整備等支出計(5)	1,885,200	1,880,590	4,610	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		▲ 1,885,200	▲ 1,880,590	▲ 4,610		
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	5,000,000	5,000,000	0	
		その他の活動収入計(7)	5,000,000	5,000,000	0	
	支出	その他の活動支出計(8)	0	0	0	
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	5,000,000	5,000,000	0	
予備費支出(10)		500,000	—	500,000		
		0				
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		▲ 3,870,400	▲ 2,802,819	▲ 1,067,581		
前期末支払資金残高(12)		17,723,953	18,191,824	▲ 467,871		
当期末支払資金残高(11)+(12)		13,853,553	15,389,005	▲ 1,535,452		

法人単位事業活動計算書

（自）令和 5 年 4 月 1 日 （至）令和 6 年 3 月 31 日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	106,005,970	113,690,963	△ 7,684,993
		その他の収益	8,600	0	8,600
	サービス活動収益計(1)		106,014,570	113,690,963	▲ 7,676,393
	費用	人件費	91,379,813	92,901,612	▲ 1,521,799
		事業費	15,582,916	17,644,680	▲ 2,061,764
		事務費	4,961,548	4,823,882	137,666
		減価償却費	5,652,708	5,602,783	49,925
		国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 4,392,121	▲ 4,392,121	0
サービス活動費用計(2)		113,184,864	116,580,836	▲ 3,395,972	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		▲ 7,170,294	▲ 2,889,873	▲ 4,280,421	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	991	1,240	▲ 249
		その他のサービス活動外収益	1,761,500	1,972,710	▲ 211,210
		サービス活動外収益計(4)	1,762,491	1,973,950	▲ 211,459
	費用	支払利息	41,650	58,310	▲ 16,660
		その他のサービス活動外費用	1,734,350	0	1,734,350
		サービス活動外費用計(5)	1,776,000	58,310	1,717,690
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		▲ 13,509	1,915,640	▲ 1,929,149	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		▲ 7,183,803	▲ 974,233	▲ 6,209,570	
特別増減の部	収益	特別収益計(8)	0	0	0
		特別費用計(9)	0	0	0
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		0	0	0
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		▲ 7,183,803	▲ 974,233	▲ 6,209,570	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		21,199,201	22,173,434	▲ 974,233
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		14,015,398	21,199,201	▲ 7,183,803
	基本金取崩額(14)		0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)		5,000,000	0	5,000,000
	その他の積立金積立額(16)		0	0	0
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		19,015,398	21,199,201	▲ 2,183,803

法人単位貸借対照表
令和 6 年 3 月 31 日 現在

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減		当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動資産	24,421,223	25,690,867	▲ 1,269,644	流動負債	13,879,431	12,450,256	1,429,175
現金預金	21,911,743	20,924,880	986,863	事業未払金	7,490,841	6,968,461	522,380
事業未収金	18,300	0	18,300	その他の未払金	0	200,000	▲ 200,000
未収金	169,793	149,000	20,793	1年以内返済予定設備資金借入金	1,190,000	1,190,000	0
未収補助金	2,216,400	4,512,000	▲ 2,295,600	1年以内支払予定長期未払金	355,200	355,200	0
立替金	0	0	0	預り金	0	0	0
前払費用	104,987	104,987	0	職員預り金	1,436,390	225,595	1,210,795
その他の流動資産	0	0	0	賞与引当金	3,407,000	3,511,000	▲ 104,000
固定資産	125,361,648	135,783,953	▲ 10,422,305	固定負債	2,255,600	3,800,800	▲ 1,545,200
基本財産	80,489,362	85,870,560	▲ 5,381,198	設備資金借入金	1,190,000	2,380,000	▲ 1,190,000
建物	80,489,362	85,870,560	▲ 5,381,198	長期未払金	1,065,600	1,420,800	▲ 355,200
その他の固定資産	44,872,286	49,913,393	▲ 5,041,107				
器具及び備品	1,363,538	1,299,658	63,880				
人件費積立資産	4,500,000	9,500,000	▲ 5,000,000				
保育所施設・設備整備積立資産	39,000,000	39,000,000	0				
長期前払費用	8,748	113,735	▲ 104,987				
				負債の部合計	16,135,031	16,251,056	▲ 116,025
				純 資 産 の 部			
				基本金	4,500,000	4,500,000	0
				第三号基本金	4,500,000	4,500,000	0
				国庫補助金等特別積立金	66,632,442	71,024,563	▲ 4,392,121
				その他の積立金	43,500,000	48,500,000	▲ 5,000,000
				人件費積立金	4,500,000	9,500,000	▲ 5,000,000
				保育所施設・設備整備積立金	39,000,000	39,000,000	0
				次期繰越活動増減差額	19,015,398	21,199,201	▲ 2,183,803
				（うち当期活動増減差額）	▲ 7,183,803	▲ 974,233	▲ 6,209,570
				純資産の部合計	133,647,840	145,223,764	▲ 11,575,924
資産の部合計	149,782,871	161,474,820	▲ 11,691,949	負債及び純資産の部合計	149,782,871	161,474,820	▲ 11,691,949

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。

・無形固定資産

当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

(2) 引当金の計上基準

・賞与引当金

夏期賞与の支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しています。

(3) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース料総額が300万以下の取引については通常の賃貸借に準じた会計処理によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用している。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっています。

(1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 拠点区分における拠点区分計算書

(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3⑩)

拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3⑪)は省略している。

当法人は社会福祉事業のみを実施し、また拠点は単独である為、以下の作成を省略しています。

(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(3) 拠点区分におけるサービス区分の内容

「法人本部」

「やえせ北保育園」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	85,870,560	0	5,381,198	80,489,362
合計	85,870,560	0	5,381,198	80,489,362

(注) 建物の当期減少額は減価償却によるものである。

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産) 80,489,362円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む。) 2,380,000円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	154,908,973	74,419,611	80,489,362
器具及び備品	7,413,938	6,050,400	1,363,538
合計	162,322,911	80,470,011	81,852,900

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	169,793	0	169,793
未収補助金	2,216,400	0	2,216,400
合計	2,386,193	0	2,386,193

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債

及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

社会福祉法人 やえせ福社会 役員名簿

評議員(4人) 任期:令和3年6月18日～令和7年定時評議委員会終結の時まで

神里 学 新垣 美智子 大城 朝作 大城 友子

経過措置後(3人) 任期:令和6年6月19日～令和10年定時評議委員会終結の時まで

※川平 清(新任) 野角 良太 渡久地 辰樹

理事(6人) 任期:令和5年6月18日～令和7年定時評議委員会終結の時まで

川武 徳二(理事長) 川武 洋子 高良 秋子 野原 良子

宮里 利雄 長嶺 久美子

監事(2人) 任期:令和5年6月18日～令和7年定時評議委員会終結の時まで

石原 しず子 外間 尚美

評議員選任・解任委員会(3人)

任期:令和3年6月15日～令和7年定時評議員会の終結の時まで

川武 啓介

※外間尚美(後任:令和6年6月15日付)・・・任期:令和6年6月15日～令和10年定時評議員会終結の時まで

※山口 剛史(後任令和6年6月15日付)・・・任期:令和6年6月15日～令和10年定時評議員会終結の時まで

【苦情対応】

○令和5年度__0件

○令和4年度__0件

○令和3年度__0件

○令和2年度__1件

① 令和3年3月25日 内容：園でのケガについての説明不足により、保護者から保育士の対応についてのご意見を頂きました。園内での連携や日常の対応についても、気になる点をご指摘頂きました。園での様子など、保護者の知りたい情報をしっかりと伝えられるように対応に園内で話し合い改善につとめる。

○平成31年・令和元年度__0件

○平成30年度__1件

① 平成31年1月9日（水） 内容：保護者より「保育園で特定の子からいじめを受けていた。、「以前に問題が起きた時の保育園の対応にも不満がある。」という内容の苦情を受け付けました。対応：園として、今件とこれまでの対応を含め、お預かりしている子と保護者に対し、多大な不安を与えたことへ謝罪 苦情受付の翌日10日に園長、主任、クラス担任で話し合いを持ち、12日の午後に職員全体に伝え、園としての今後の対応について話し合いを行いました。まず、どの子も安心して保育園で生活できるように、子どもからの訴えを真摯に受け止め、保育をしていくこと。これまで、子どもの自立と問題解決能力を培うために、子ども同士の対話での解決を促していました。しかし、実際に問題解決に結びつくまで関わっておらず、結果として子どもが困っている状況を放置している現状があったので改めること。これからは、子どもからの訴えがあった場合には、保育者がしっかりと聞き取り、仲裁に入るなど具体的な介入を行い、子どもと一緒に問題の解決を目指します。子ども同士で話し合いをする場合も保育士が見守り、一方的な解決とにならないよう配慮することをお伝えしました。